



島根労働局発表
平成28年9月29日

担当	島根労働局労働基準部
	監督課長 安田幸次
	専門監督官 伊藤美彦
	TEL : 0852-31-1156

11月は「過労死等防止啓発月間」です 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

島根労働局（局長 あさのしげみつ 浅野茂充）では、11月12日（土）に「過労死等防止対策推進シンポジウム」（島根会場）を開催します。

このシンポジウムは、過労死等の防止の重要性について、広く県民に周知を図るものであり、今年は県西部（浜田市）にて開催します。

過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）では、過労死等を防止することの重要性について国民の関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

さらに、同法に基づき、平成27年7月24日に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」では、過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携してシンポジウムを開催することとしています。

シンポジウムの概要

- 日時：平成28年11月12日（土）13:00～15:30（受付12:30～）
- 場所：浜田市総合福祉センター 2階 大会議室（浜田市野原町859-1）
- 主催：厚生労働省
- 後援：島根県、浜田市
- 協力：過労死等防止対策推進全国センター、連合島根、
自死遺族しまね分かち合いの会・虹、
山陰過労死等を考える家族の会
- 主な内容：(1)基調講演 佃 祐世（つくだ さちよ）弁護士
(2)事例報告
(3)パネルディスカッション ※詳細は別添リーフレット参照

【シンポジウムの参加申込先】

Webからの申し込みは、下記ホームページをご覧ください。

また、FAXでの申し込みも可能です。

◆<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

◆お問い合わせ先：株式会社プロセスユニーク（シンポジウム開催事業者）

電話：03-6264-6433 FAX：03-6264-6445